

## 三田市里山アドバイザー派遣制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三田市内（以下「市内」という。）における里山の森林保全活動を推進し、活動への参加を促進することを目的として、里山保全活動団体による活動にアドバイザーを派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山保全活動団体 市内において里山保全活動を実施し、又は実施することを予定している団体及び企業をいう。
- (2) アドバイザー 里山の森林保全に関する専門的知識を有する者であつて、適当であると市長が認め、選任した者をいう。

### (派遣)

第3条 市長は、市内における里山の森林保全活動の推進に寄与する活動であつて、5人以上が参加する次の各号のいずれかに該当するものにアドバイザーを派遣する。ただし、日程、活動内容等の理由によりアドバイザーを派遣しがたい場合は、この限りでない。

- (1) 里山の森林保全活動
  - (2) 里山の森林保全に関する勉強会
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める活動
- 2 アドバイザーの派遣は1回当たり4時間以内とし、派遣する回数は1団体につき1会計年度2回までを限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

### (業務内容)

第4条 アドバイザーは、前条第1項に掲げる活動において当該活動に係る助言、指導及び相談業務を行う。

### (派遣申請)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する団体（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の1か月前までに、里山アドバイザー派遣申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画、活動要領、活動箇所位置図、開催案内等活動内容のわかるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (派遣決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査したうえで、申請者及びアドバイザーと事前調整を行い、派遣の可否を決定する。

2 市長は、前項による審査及び事前調整の結果、派遣をすることを決定したときは里山アドバイザー派遣決定通知書により、派遣をしないことを決定したときは里山アド

バイザー非派遣決定通知書により申請者に通知する。

3 市長は、派遣を決定したときは、里山アドバイザー派遣依頼書によりアドバイザーに派遣を依頼する。

(変更申請)

第7条 派遣申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、里山アドバイザー派遣申請書その他必要書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(実施報告)

第8条 申請者は、派遣を受けた日から2週間以内に、里山アドバイザー派遣実施報告書に当該派遣を受けた活動の実施状況が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(アドバイザー派遣の費用)

第9条 市長は、業務の完了を確認したときは、別表に定めるアドバイザーの区分ごとに同表に定める謝金及び旅費を支払うものとする。ただし、別表に定める額によりがたい場合には、市長とアドバイザーが別途協議して定める額とする。

2 前項の旅費の支払いについては、職員等の旅費に関する条例（昭和56年三田市条例第14号）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 区分                           | 謝金（1時間当たり） |
|------------------------------|------------|
| 大学教授、博物館研究部長又はこれらに準ずるもの      | 8, 100円    |
| 大学准教授、博物館主任研究員又はこれらに準ずるもの    | 7, 100円    |
| 大学講師、博物館研究員、NPO法人又はこれらに準ずるもの | 5, 300円    |